感 染 症 療 養 解 除 届

下記の者は、以下により療養等をしておりましたが、管理職の定める期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に〇	病名	療養期間の基準(①②両方満たす)
	インフルエンザ	①発症した日を0日目として、6日目になっていると。
		②解熱(1 日を通して平熱〔37.5℃未満〕に下がること) した日を0日目として、
		3 日目になっていること。
	新型コロナウイ	①発症した日を0日目として、6日目になっていると。
	ルス感染症	②解熱(1 日を通して平熱〔37.5℃未満〕に下がること) 及び症状軽快から 2 日目
		になっていること。 ※無症状の感染者の場合は検体採取日を0日目として、6
		日目になっていること

発症日	令和	年	月	日
解熱した日	令和	年	月	日
※インフルエンザの場合に記入				
症状が軽快した日	令和	年		月
※新型コロナウイルス感染症の場合に記入				
療養解除日	令和	年	月	日

記入者の方へ

- 1. 療養期間を経過後、まだ体調がすぐれない場合は療養を継続してください。
- 2. 療養期間は裏面を参照してください。
- 3. 本届は療養期間終了後に直接提出してください。
- 4. 症状が軽快しても他の人に移す可能性があるため療養期間が経過するまで活動は停止です。

インフルエンザ出席停止期間の基準(早見表)

		発症日			発	症	後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	日付	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温	発熱℃	解熱°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
hal	発症後1日目に解			解熱後	解熱後	発症後	発症後		
例	熱した場合(最低			1日目	2日目	4日目	5日目	庄关 加办	
1	基準)			活動	停』	Ŀ		療養解除	
	発症後2日目に 解熱した場合				解熱後	解熱後	発症後		
例 2					1日目	2日目	5日目		
				活動	停』	E		療養解除	
	発症後3日目に解熱した場合					解熱後	解熱後		
例 3						1日目	2日目		
				活動	停』	Ė		療養解除	
例 4	発症後4日目に 解熱した場合						解熱後	解熱後	
							1日目	2日目	
				活	動停	1E			療養解除

※解熱とは平熱(37.5℃未満)に下がることです。

※インフルエンザの発症とは一般的には発熱のことを指します。

解熱を確認した日はその期間に含まず、その翌日から解熱後1日目と算定します。

新型コロナウイルス出席停止期間の基準(早見表)

		発症日				発	症 後			
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温	発熱C	解熱C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
例 1	発症後1日目に解 熱した場合(最低 基準)			解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	療養解除		
				活動	停』	:				
例 2	発症後5日目に 解熱した場合							解熱後		
								1日日	正 关 <i>知</i> [人	
				7	舌 動 (亨 止			療養解除	

例 3	※インフルエンザ も同時に陽性にな った場合	発症後5日間以上経過、 発症日 発症 症 後			
		かつ症状軽快から3日目になっていること	6日日	7日目	8日日
		症状軽快までの日数により登校可能日は延長します			
		活動停止	療養解除		